

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行並びに
安全衛生特別教育規定の一部を改正する告示の適用について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、解体工事現場への鉄骨切断機、コンクリート圧砕機または解体用つかみ機を原因とする休業4日以上之死傷労働災害が年間100件程度発生している一方で、その特性に応じた労働災害防止措置が設けられていないことから、鉄骨切断機等による労働災害の防止を図るために必要な措置を規程した労働安全衛生規則の一部を改正する省令が施行（車両系建設機械関係は7月1日から施行）された旨、厚生労働省労働基準局長より別添のとおり都道府県労働局長あて通知されましたのでお知らせ申し上げます。

また、労働安全衛生規則の一部改正により、解体用機械として、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機が規定されることに伴い、これらの機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものが適合しなければならない規格や、その運転業務に従事する労働者に対する技能講習、特別教育の内容を規定した安全衛生特別教育規定の一部を改正する告示の適用についても通知されておりますことを申し添えます。